

- 2003.2.21)
- (10) 『日本経済新聞』2003.2.4.
- (11) *Newsweek* (日本語版)、January 23, 2003. pp.30-33
- (12) *New York Times*, January 9, 2003.
- (13) *Washington Post*, January 8, 2003.
- (14) *Washington Post*, January 19, 2003.
- (15) なお、専門家の反応について簡単に付言すると、専門家の間でも厳しい見方が大勢を占めているようである。たとえば、ジョセフ・スティグリッツ・コロンビア大学教授、ポール・サミュエルソン・マサチューセッツ工科大学教授ら著名なエコノミスト450名が、2月10日に、「低迷する景気への刺激効果が乏しく、財政赤字を拡大させるだけに終わる」との声明を発表し、この景気対策案の撤回を求めた。『毎日新聞』2003.2.12.
- (16) ただし、トム・ディレイ共和党下院院内総務らはこの景気対策案にキャピタルゲイン減税を付け加える提案をしており、この点が下院の審議をより困難なものへと変える可能性がある。
- (17) *Newsweek, ibid., CQ Weekly*, January 11, 2003. p.

69 なお、チャールズ・グラスリー上院財政委員会委員長も、この景気対策案については厳しい見方をしており、後に撤回したが景気対策案直後に「このままの形で議会を通過することはないであろう」と述べていた。*New York Times*, January 9, 2003.

(参考文献) (注で記したものは除く)

- ・ *New York Times*, January 16, 30. February 12, 13, 20. 2003.
- ・ *Washington Post*, January 30. February 11, 12, 14, 2003.
- ・ *CQ Weekly*, January 18. February 8, 2003.
- ・ *Time*, January 20, 2003.
- ・ William G. Gale, *The President's Tax Proposal: First Impressions*, Urban-Brookings Tax Policy Center January 9, 2003.
<<http://www.brookings.edu/views/papers/gale/20030109htm>>

(みやた ともゆき・海外立法情報課非常勤調査員)

【短信：フランス】

フランスにおける司法改革の一断面—— 「身近な判事」職の創設

門 彬

日本では、現在司法改革論議が活発に行われている。2001（平成13）年6月の司法制度改革審議会意見書は、国民に利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法を目指し、「国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）、司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）及び国民的基盤の確立（国民の司法参加）を三本柱とする最終意見書を内閣に提出した。」^(注1) これを受け、翌2002（平成14）年3月、司

法制度改革推進本部が設置されて「司法制度改革推進計画」が閣議決定された。意見書に基づき、法科大学院の設置等、現に改革事業が決定されているもの、また、刑事裁判における裁判員制度の導入等、真剣に検討が進められているものもある。

以下に紹介するのは、裁判の迅速化、訴訟手続きの簡素化等々、日本における同じような問題意識に基づいて、フランスの議会で議論さ

れ、制定に至った司法改革法の一断面である。

I 「司法のための指針及び計画に関する2002年9月9日の法律第2002-1138号」^(注2)

1 司法への国民の不信

フランスにおいて、裁判制度は、歴史的に多様な変遷を遂げてきており、今もなお司法改革論議が盛んである。ここでは詳述を避けるが、制度の複雑さや欠陥も一つの要因となって、司法制度への国民の不信も頂点に達している。

家族、職場、コミュニティ等の態様の変容し、複雑さが増すにつれ、フランス社会がアメリカ型の訴訟社会に徐々に向かいつつある一方で、普通の市民が日常の様々な問題を裁判に訴えでるには躊躇が先に立つというのが実情である。

一旦、訴訟に打って出ても、費用がかかり過ぎるといふこともさることながら、結審までいつ果てるとも知れないほど時間がかかることを覚悟しなければならないからである。「1991年の（世論）調査では、国民の97%が裁判が遅すぎる、85%が難しすぎる、84%が不公平であるとしている。1995年に司法省が行った調査では、司法は公共サービスのランク付けで最下位であった^(注3)」という。近年、歴代の政権も様々な改革を試みてきたが、いずれも小幅な改革に終わり、中には頓挫する例も多く、期待された成果はあまり上がっていないというのが実情のようである。

1997年に発足したジョスパン前内閣も当初から司法改革を目指していた。同年エリザベト・ギグー元司法相は「市民のための司法、自由のための司法、独立・公平・責任の司法という三大方針に基づく改革^(注4)」を打ち出し、単純、明解、迅速な裁判を目指すことを提示した。実際、様々な点で改善が図られ、同時に司法に関わる人員の増強を行ってきたが、抜本的な改革には至らず、人員の増員も年に100人単位では、複雑化する現代社会において、国民の期待に

えるにはほど遠いものであった。民事の需要に加えて、近年増大し、凶悪化する犯罪にも司法は十分に対応できない状況にあった。

2 新政権誕生と治安対策及び司法改革

2002年5月、大統領選においてシラク大統領が再選を果たし、つづく6月の総選挙において保守・中道が連合して左派に圧勝し、長く続いた保革共存体制が解消した。再選後、シラク大統領は、ジャン＝ピエール・ラファラン氏を首班に指名し、暫定内閣が発足した。総選挙の圧勝を受けて、ラファラン内閣は本格政権に移行したが、同内閣の初仕事は、「共和国の権威の回復、国民の安寧」を図ることであった。

同年7月から約1か月の会期で臨時議会が召集された。会期中、政府は、まず、「国内治安のための指針及び計画に関する2002年8月29日の法律第2002-1094号」^(注5)を成立させた。同法は、近年とみに増大し、凶悪化する犯罪に対処するため、2003-2007年の5年間に、56億ユーロ（約7,100億円）を投じて、国家警察官（内務省管轄）を6000名、国家憲兵隊員（国防省管轄）^(注6)を7500名増員することを骨子とした治安対策法である。これと並行して、政府は、治安と裏腹の関係にある司法の強化を図るべく「司法のための指針及び計画に関する2002年9月9日の法律第2002-1138号」（以下「司法改革法」）を成立させた。

3 司法改革法の概略：予算及び人員増

成立した司法改革法は、全69条に加え、付属書（Annex）が付けられた膨大なもので、簡単に紹介することは困難である。司法省によれば、この司法改革法制定の目的は、①司法サービスについて、非効率性を改善し、裁判を国民の身近なものとする、②刑事訴訟法を簡素化すること、③刑事判決の執行を促進する手段の改善を図ること、④未成年者の犯罪に対して効果

的に対処すること、⑤犯罪の犠牲者を保護し、支援すること等々に要約される。同法の章立てを紹介すると以下のとおりである。

- 第1章 2003-2007年の計画（第1条～第6条）
- 第2章 身近な裁判所を創設する規定（第7条～第10条）
- 第3章 未成年者に適用する刑法改正に関する規定（第11条～第32条）
- 第4章 刑事訴訟法の簡素化及びその効率向上を目指す規定（第33条～第46条）
- 第5章 行刑施設の機能及び安全の改善に関する規定（第47条～第52条）
- 第6章 行政裁判に関する規定（第53条～第61条）
- 第7章 司法裁判所における司法補助官に関する規定（第62条）
- 第8章 犠牲者に対する支援に関する規定（第63条～第66条）
- 第9章 海外領土への適用に関する規定（第67条～第69条）

付属添付書

渋滞し、堆積する裁判事件の迅速な解決を目指した上記の法律の目的を達成するため、2003-2007年の5年間に総額54億ユーロ（約6900億円）の予算を投入する。うち人員の増員に36億5000万ユーロ（約4670億円^(注7)）、施設・設備の整備に17億5000万ユーロ（約2230億円）が当てられる。内訳の概要等は以下のとおりである（第1章及び付属添付書）。

- (1) 司法に関わる人員を向こう5年間に1万100名増員する（15%増）。
- ・司法裁判所の司法官職^(注8) 950名
 - ・司法業務に携わる書記等の職員 3500名
 - ・行刑施設職員 3750名
 - ・青少年の司法保護に携わる職員 1250名

- ・司法省の本省職員 180名
- ・行政裁判所の司法官職^(注9) 210名
- ・行政裁判所職員 270名

- (2) 施設・設備の整備（新たな裁判所の新設、行刑施設の新設・改修、司法行政の機械化等）
- ・司法サービス 2億7700万ユーロ（約350億円）
 - ・行刑行政 13億1300万ユーロ（約1660億円）
 - ・青少年の司法保護 5500万ユーロ（約70億円）
 - ・中央行政（司法本省） 4500万ユーロ（約57億円）
 - ・行政裁判所 6000万ユーロ（約76億円）

- (3) 以上に加え、後述する、民間から3300名にのぼる非常勤の「身近な判事」(juges de proximité)の職を創設する。これは上記1万100名の枠外であるが、常勤職に換算すると580名に相当するという。この身近な判事の報酬も上記の予算の枠外である。

II 「身近な判事に関する2003年2月26日の組織法律第2003-153号」^(注10)

1 「身近な判事」職の創設

前述の司法改革法の第2章において、山積する訴訟事件の判決の遅れを解消し、司法の責任をまっとうするため、新たに「身近な裁判所」(Jurisdiction de proximité)を設置することが定められ、法文中でこの裁判所及び判事の定義が下された。それによると、この身近な裁判所においては、民間から特別に任用する非常勤の非職業判事が、民事事件では、これまで小審裁判所^(注11)及び大審裁判所^(注12)、刑事事件では、違軽罪裁判所^(注13)及び少年裁判所^(注14)が扱ってきた裁判のうち、小さな事件について、単独で審理し、迅速に判決を下すことによって国民の司法への需要に応えるというものである。

これらの判事職は、個人に委任される。係争事件を扱う「身近な裁判所」は、各控訴院^(注15)の管轄内に置かれるが、コンセイユ・デタの議を経るデクレ（政令）によって裁判所の場所及び管轄が定められる。また、判事の任用については司法官職高等評議会^(注16)に意見を具申したのち、大統領のデクレにより任命される。

身近な判事は、民事事件においては、1500ユーロ（約19万円）以下の債務不履行、未払い、誤配等による損害、その他隣人との争い等々、日常の係争について、執行力をもつ判決を下すことができる。

さらに刑事事件においては、8日以下の就労不能をもたらした暴力、就労不能を伴わない軽度の暴力、単純窃盗、夜間の騒ぎ・騒音、武器の不法所持、他人の財産の損傷・損壊等々の違軽罪に対する判決を下すことができる。身近な判事は、罰金刑及び補充刑（運転免許の停止、車両運行の禁止、武器の没収等、未成年者に対しては単なる説諭、また比較的重い違軽罪には20時間から120時間の公益労働刑等々）を言い渡すことができる。

民事及び刑事裁判におけるこれらの判決に対しては控訴できない。

2 憲法院^(注17)の判断

この司法改革法は、2002年8月3日、臨時会期で可決成立したが、野党の左派勢力は、同法が様々な点で憲法に抵触するとして、8月6日、上下両院各々60名以上の署名を集めて憲法院に違憲審査の申立てを提出した。身近な判事の職の創設に限って言えば、何よりもすでに設置されている下級審裁判所に屋上屋を架すものであり、さらに憲法第8章（第64条～第66条）に定められた司法権、とりわけ司法官職の職権を侵すものであるというのが申立ての理由であった。

8月29日、憲法院は、若干の留保を残しつつ、

全体としてこの司法改革法は適法であるという判決を下した^(注18)。同法第2章の「身近な判事」に関する判決の概要は、以下のようなものであった。すなわち、この法律によって裁判を委任する身近な判事の能力と独立性を保障するために、判事の身分、任用の条件、兼職、規律等々について組織法律^(注19)を別途制定すること、また、憲法第64条及び第66条に同法第2章を適合させるために、身近な判事の職権は、第一審裁判所の裁判官に帰属する職権のうちの一部に限定することとし、さらに、自由剥奪の刑、すなわち拘禁刑の判決を言い渡すことができない、というものであった。

3 身近な判事に関する組織法律案^(注20)

政府は、憲法院の判断を予測し、あらかじめ「身近な判事に関する組織法律案」を準備していた。同法案は、10月からの通常会期において、上院が先議し、10月3日の第一読会で修正可決、次いで下院においては、12月17日の第一読会で修正可決された。年が明けて、2003年1月22日、上院は、第二読会で下院修正案を無修正で受入れ、最終的に可決された。

同法は、全4条から成る比較的短い法律であるが、その第1条で、「司法官職の身分に係る組織法律に関する1958年12月22日のオールドナンス第58-1270号」^(注21)の改正の形をとり、その第5節第4款の次に第5款（第41-17条～第41-24条）を新たに加えるとしている。その主な概要を列挙すると以下のとおりである。

身近な判事の資格

- ① かつて司法裁判機関及び行政裁判機関において司法官職にあった者
- ② 法律及び規則で定められた自由業職の会員（弁護士、公証人等を指す。）及びかつての会員であって、司法の分野で4年以上の職業経験を積んだことを証明できる者

- ③ 司法、行政、経済又は社会の分野で、管理職若しくは幹部職の責務を担っていた者で、25年以上の就業歴を証明でき、かつ司法権を行使するにふさわしいもの
- ④ かつて司法業務に就いていた者で、^(注22) カテゴリーA及びBの官吏であったもののうち、司法権を行使するにふさわしいもの
- ⑤ 司法調停員で5年以上その職を行使した者

任用の条件、兼職及び規律等

- i) 身近な判事は、7年の任期で任命され、再任はされない。
- ii) 75歳を超えてその職にとどまることはできない。
- iii) 身近な判事は非常勤とし、公判の準備、月に4回程度の開廷及び判決文の作成をその職務とする。
- iv) 身近な判事は定額の報酬を受け、昇進等はない。
- v) 身近な判事は、本来の職業活動と並行してその司法職を行使することができる。公務員及び公的業務に携わる者は、身近な判事になることはできない。ただし、大学教授、講師等はこの限りではない。
- vi) 法律及び規則により裁判に関わる自由業職の会員又はその資格が保護されている者及びそれらのものから報酬を受けている者は、その事務所の住所をもつ大審裁判所の管轄内では身近な判事の職務を行使することはできない。
- vii) 身近な判事は、その職業活動と関係を有する訴訟又は係争当事者の一方と職業的関係を持っているか若しくは持っていた場合、その訴訟内容を知ることにはできない。
- viii) 身近な判事の業務計画（裁判の割振り等）は、第一審裁判所の行政の責任を有する正規の司法官が行う。

この身近な判事に関する組織法律案は、前述のように両院で可決されたが、組織法律は、両院議員の申立てがなくても、憲法第46条により憲法院の審査の対象となる。2003年2月20日、憲法院は、この法律が、一部を除き大筋において合憲であるという裁決を下した。憲法院が問題としたのは、上記の身近な判事の資格のうち、③について、立法者（上下両院）が、資格の範囲を広げすぎていることであった。法文から「行政、経済又は社会」を削り、「司法の分野で、管理職若しくは幹部職の責務を担っていた者で、25年以上の就業歴を証明でき、かつ司法権を行使するにふさわしいもの」に改められた。また憲法院は、身近な判事が、正規の司法官職に属さないこと、その能力、適正について厳密に評価する必要があることを指摘している。^(注23)

4 フランスにおける非職業裁判官（判事）の裁判への関与

フランスにおいて、非職業（素人）判事が裁判に関与する制度は、身近な判事がはじめてではない。民事、刑事の幾つかの分野において、幾多の変遷を経ながら、第一審裁判に、陪審制度や参審制度等を採用しているという長い歴史を有している。

以下にそれらの例を簡単に紹介しておく。なお、これらの制度の功罪については様々な議論がなされているが、これについては専門家の論考に委ねることとする。^(注24)

① 重罪院（Cour d'assises）及び少年重罪院（Cour d'assises des mineurs）

重罪（crime）は、無期又は10年以上の拘禁刑が科される犯罪である。重罪院は、パリ及び県庁所在地に計99設置され、原則として3か月に一度開廷される。これらの裁判は、3名の職業裁判官（裁判長及び2名の陪席裁判官）と市民から選任される9名の陪審員、計12名で構成される。（ただし、近年の法改正により、テロ及び

麻薬犯罪に関しては職業裁判官のみで構成される特別重罪院で審理される。)裁判は一審で結審し、原則的に控訴は認められない。陪審員は、事件毎に、選挙人名簿のうち23歳以上の一般市民から抽選で選ばれるが、3段階の公開手続きを経て選任される。

少年重罪院は、16歳以上18歳未満の未成年者が犯した重罪を扱う。

重罪院の制度は、大革命以来、幾多の変遷を経ながらも200年以上の歴史をもっている。

② 商事裁判所 (Tribunal de commerce) 及び労働審判所 (Conseil de prud'hommes)

商事裁判所は、大革命前のアンシャン・レジーム時代に確立された制度を維持している第一審特別裁判所で、商人間の係争や倒産に陥った商人の更正手続等を扱う。業界から間接選挙で選ばれた非職業裁判所長及び判事のみで裁判が行われる。全国に227の裁判所が設置されている。

労働審判所もその淵源をたどれば中世時代に遡るが、現在の体制は、1979年以来のものである。大審裁判所の管轄区域内に少なくとも1つ設置され、5つの業種・職種毎に選挙で選出された労使同数の非職業裁判官(任期6年)によって構成されている。解雇等の労働関係事件を取り扱う第一審特別裁判所である。判決が同数の場合に限り、小審裁判所の職業裁判官が関与する。全国に270の裁判所が設置されている。

③ 少年裁判所 (Tribunal pour enfants)、農事賃貸借同数裁判所 (Tribunal paritaire des baux ruraux) 及び社会保障事件裁判所 (Tribunal des affaires de sécurité sociale)

少年裁判所は、1945年に設立され、少年事件担当の職業裁判官1名と非職業裁判官である陪席裁判官2名とで構成される。陪席裁判官には、少年問題について見識を有する者が、控訴院院長の提案に基づき、任期4年で司法大臣より任命される。未成年者が犯した軽罪及び第5級違軽罪並びに16歳未満の少年が犯した重罪を審理

する。全国に134設置されている。

農事賃貸借同数裁判所は、1944年に創設され、小審裁判所所在地に約400設置されている。小審裁判所裁判官が裁判長となり、賃貸人(農地所有者)と賃借人(小作人)を代表する各2名の陪席判事、計5名で構成される。陪席判事は双方の選挙団から選出され、農事賃貸借の紛争を審理する。

社会保障事件裁判所は、1946年に設けられ、大審裁判所の裁判官が裁判長となり、労働者を代表する1名の陪席裁判官及び使用者又は自営業者を代表する1名の陪席裁判官、計3名から構成される。全国で110の裁判所が存在する。

以上のように、フランスには、裁判については素人といって良い非職業判事の数は少なくない。今回の身近な裁判所(判事)の創設は、これらに新たに加わるものであるが、これまでの制度と根本的に異なるのは、裁判が、軽微な係争であるとはいえ、非職業判事が単独で審議し、判決を下すという点にある。

身近な判事が創設されると、これらの判事の仕事と職業裁判官の仕事との棲み分けが複雑になる。また職業裁判官が身近な判事の仕事を管理・監督しなければならない。裁判官の仕事がかえって煩雑になると、ほかならぬ司法官組合からの反対の声も上がっていた。議会においても、野党から「判事のバーゲンセール」と批判する声も聞かれる中、ペルベン司法相は、この組織法律の成立を早くから見越して、すでに2003年1月14日に、この制度を9月から導入すると明言している。法案未成立のこの時点で司法省には約1000名の応募が届いていると伝えられている^(注25)。

判事の公募、研修などについては、来る4月に官報上でデクレ(政令)及びアレテ(省令)によって公表されることになっている。

この制度の運用の成果が注目されるところである。

(注)

- (1) 国立国会図書館調査及び立法考査局「国政課題の概要—第156回国会—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』411号、2003.2.、p.6.
- (2) Loi n° 2002-1138 du 9 septembre 2002, Loi d'orientation et de programmation pour la justice
フランス官報サイト (Legifrance) より検索：
〈<http://www.legifrance.gouv.fr/html/index2.html>〉 (last access 2003.2.3)
マスメディアでは、この法律と後述する「身近な判事」創設のための法律を合わせて、法案提出者のドミニク・ペルベン司法大臣の名を冠し、ペルベン法と呼んでいる。
- (3) 山口繁「フランス司法改革事情」『法曹』624号、2002.10.
本論文は、前最高裁判所長官の山口氏が、最高裁判所とフランス破棄院との相互交流の枠組みで、2002年5月に渡仏し、視察・見聞した記録である。フランスの司法制度について教えられるところが多かったが、本稿で取り上げた司法改革については、フランスの総選挙前であったので、触れられてはいない。
- (4) 同上
- (5) Loi n° 2002-1094 du 29 août 2002, Loi d'orientation et de programmation pour la sécurité intérieure
フランス官報サイト (Legifrance) より検索：
〈<http://www.legifrance.gouv.fr/html/index2.html>〉 (last access 2003.2.3)
- (6) 国家憲兵隊 (Gendarmerie nationale)：専門的には、行政警察 (秩序維持) と司法警察の任にあたる国防省所属の軍事職団である。一般には、国家警察が人口1万人以上の都市での治安を担当しているのに対して、憲兵隊は人口1万人未満の町村で、国家警察と同じ任務に携わっている。
- (7) 治安対策に係る人員増56億ユーロに、司法改革に係る人員増36億5000万ユーロを加えると92億5000万ユーロとなり、2003年2月末現在、日本円に換算すると、向こう5年間に実に1兆1000億円以上の予算投

入となる。

- (8) 司法官は、司法職団に属する裁判官と検察官の総称。
- (9) 行政裁判所は、行政不服等を扱い、コンセイユ・デタを頂点とする行政権に属する裁判系統である。破棄院を頂点とする司法権に属する裁判系統とは峻別される。
- (10) Loi organique n° 2003-153 du 26 février 2003 relative aux juges de proximité
フランス官報サイト (Legifrance) より検索：
〈<http://www.legifrance.gouv.fr/html/index2.html>〉 (last access 2003.2.28)
- (11) 小審裁判所 (Tribunal d'instance)：原則として郡単位に設置され、管轄区域内の大審裁判所の判事のうち1名ないし複数名が、大審裁判所長により、判事として3年任期で選任される。単独の判事で、比較的少額の民事事件を扱い、一定の訴額以下の判決は終審とされる。全国に約480の裁判所がある。
- (12) 大審裁判所 (Tribunal de grande instance)：通常の民事第一審裁判所。原則的に県庁所在地に置かれるが、人口その他の理由により一県に複数置かれているところもあり、全国で約180存在する。
- (13) 違軽罪裁判所 (Tribunal de police)：(11)の小審裁判所の中に設けられ、2万フラン以下の罰金刑に処せられる犯罪を審理する刑事第一審裁判所。違軽罪 (contravention) とは、重罪 (crime) (無期又は10年以上30年以下の懲役刑若しくは禁固刑)、軽罪 (10年以下の禁固刑) 以外の罪。第1級から5級まで定められている。
- (14) 少年裁判所 (Tribunal pour enfants)：大審裁判所に付置され、18歳未満の者の軽罪・違軽罪及び16歳未満の者の重罪を扱う裁判所。
- (15) 控訴院 (Cour d'appel)：民事・刑事の第二審裁判所。全国に30設置されている。
- (16) 司法官職高等評議会 (Conseil supérieur de la magistrature)：司法権独立を保障することを目的とし、憲法第64条及び第65条で定められた合議機関。
- (17) 憲法院 (Conseil constitutionnel)：立法の合憲性

の審査や国民投票、国政選挙の適法性を審査する機関。メンバーは、大統領、上下両院議長が各々3名、計9名を選任する。任期は9年。審署前の法律について、60名以上の上院又は下院議員の署名をもって申立てがあった場合、その法律の合憲性を審査する。

(18) 憲法院プレス発表 (Communiqué de presse) :
Décision n° 2002-461 DC-29 août 2002 Loi d'orientation et de programmation pour la justice

憲法院サイト :

<<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2002/2002461/communiq.htm>> (last access 2003.2.12)

(19) 組織法律 (loi organique) : 公権力の組織と運営の態様を定める法律。憲法の規定する事項について、特別の採択手続きと憲法院の合憲性審査手続きをもって制定され、法律階層では、憲法的法律と通常法律の中間に位置付けられる。

(20) Projet de loi organique relatif aux juges de proximité

下院サイト :

<<http://www.assemblee-nationale.fr/12/dossiers/programmation-justice.asp>> (last access 2003.2.10)

上院サイト :

<<http://www.senat.fr/dossierleg/pjl01-376.html>> (last access 2003.2.14)

(21) Ordonnance n° 58-1270 du 22 décembre 1958, Ordonnance portant loi organique relative au statut de la magistrature

官報サイト (Legifrance) より検索 :

<<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/RechercheSimpleLegi.jsp>> (last access 2003.2.17)

(22) 官吏の分類で、AからCに分けられる。Aは、高等教育修了資格を有するもので、企画、管理、統制の職務につく。Bは法令が定める一般原則を個々の場合に応じて解釈し適用する職務。バカロレア(大学入学資格)が必要。事務書記群等。Cは実施的職務。専門教育を受けていることが必要。タイピスト群、自動車

運転手群、用務員群、守衛群等。(外国公務員制度研究会編『欧米国家公務員制度の概要——米英独仏の現状——』社会経済生産性本部、1997、pp.300~301より。)

(23) 憲法院プレス発表 (Communiqué de presse) :
Décision n° 2003-466 DC-20 février 2003 Loi organique relative aux juges de proximité

憲法院サイト :

<<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2003/2003466/communiq.htm>> (last access 2003.2.27)

(24) 非職業裁判官が関与する裁判については、以下の論考を参照した。

- ・笠井之彦「フランスにおける非職業裁判官等の関与する裁判制度について」『判例時報』1705号、2000.5.15.
- ・東京弁護士会陪審制度委員会編『フランスの陪審制度とドイツの参審制』より「6. フランスの陪審制度」(白鳥祐司)、1996.7.

(25) Le monde 2003.1.16.

(参考文献) (注で用いたものを除く)

○首相官邸サイト

- ・ De nouveaux moyens pour une justice plus efficace et plus proche des citoyens
<<http://www.premierministre.gouv.fr/fr/p.cfm?ref=34941>> (last access 2003.1.13)

○司法省サイト

- ・ Loi d'orientation et de programmation pour la Justice 2003-2007
<<http://www.justice.gouv.fr/publicat/8%20pages%20Justice%20loj.pdf>> (last access 2003.2.3)
- ・ Intervention du Garde des Sceaux, Ministre de la Justice, à l'Assemblée nationale ; Projet de loi d'orientation et de programmation pour la Justice (Après adoption par le Senat)

<<http://www.justice.gouv.fr/discours/>

d310702.htm> (last access 2003.2.7)

・ JUGES DE PROXIMITE

<http://www.justice.gouv.fr/actua/jugeproxi.htm> (last access 2003.2.17)

○下院サイト

・ Loi organique relative aux juges de proximité : Travaux préparatoires

<http://www.assemblee-nationale.fr/12/dossiers/programmation-justice.asp#loi_organique> (last access 2003.2.10)

○上院サイト

・ Projet de loi organique relatif aux juges de proximité (Text définitif) (No60)

<http://www.senat.fr/leg/tas02-060.html> (last access 2003.2.10)

○新聞

・ Le monde 2002.8.31, 9.25, 11.20, 12.19.

・ Libération 2002.12.17.

・ Figaro 2002.7.17.

○その他

・ 滝沢正『フランス法』（第2版）、三省堂、1992.

・ 奥島孝康ほか編『フランスの政治』（第7章「裁判制度」（中村紘一））、早稲田大学出版部、1993.

・ 山口俊夫編『フランス法辞典』東大出版会、2002.

・ 中村紘一ほか編『フランス法律用語辞典』（第2版）、2002.

・ 新倉俊一ほか編『事典現代のフランス』[増補版]、大修館書店、1999.

(2003年3月10日脱稿)

(かど あきら・海外立法情報調査室)

【短信：フランス】

フランスの国内交通基本法

上田 貴雪

交通に関して、総合的な政策目標と具体的な施策遂行の基準などについて定める法律は、現在のところわが国には存在しないが、第154回国会において「交通基本法案」が議員提案される（第154回国会衆法第29号、平成14年6月11日提出）など、法制化に向けた動きは見られる。

海外に目を向けてみると、交通政策の基本的な方針を定める法律として、フランスの「国内交通基本法（Loi d'orientation des transports intérieurs）」、英国の「交通法（Transport Act）」などが制定されている。

本稿では、交通に関する権利を明確に定め、各交通機関の意義と責務を整合性をはかりつつ統合的に明らかにした、フランスの「国内交通

基本法」を取り上げて紹介する。

国内交通基本法の制定

1938年1月1日に国内5鉄道会社の国有化により設立された「フランス国有鉄道（Société nationale des chemins de fer français : SNCF^(注1)）」は、設立時の協定（「国有鉄道会社設立に関する協定」1937年8月31日）に基づき、1982年12月31日に解散することが定められていた^(注2)。そのため、フランス政府ははじめ関係者は、旧フランス国有鉄道を解散した後の鉄道経営について、1982年末までに検討する必要に迫られた。

そこで、免許期間満了後の旧フランス国有鉄道のあり方について検討する委員会、旧フラン